

調査研究委託事業に関する規定

公益財団法人

フランスベッド・メディカルホームケア研究・助成財団

第1条 公益財団法人フランスベッド・メディカルホームケア研究・助成財団（以下「財団」という。）は、定款第4条第1項（2）の事業のうち、在宅ケアに関する調査・研究並びに情報の収集及び提供を行う事業（以下「調査研究委託事業」という。）をこの規定により行う。

第2条 調査研究委託事業は、次のとおりとする。

- 一 福祉用具の活用・効果に関する調査・研究の委託事業
- 二 介護保険サービス事業所等における労働環境問題に対する調査・研究の委託事業
- 三 介護者の生産性向上を図るための実態調査・研究の委託事業
- 四 その他、財団の事業に関する調査・研究の委託事業

第3条 調査研究委託事業対象の選定は、理事長が委嘱する委員で構成された調査研究委託事業選定委員会（以下「委託事業選定委員会」という。）が行う。

2 選定委員は、学識経験者10名以内とする。

第4条 調査研究委託事業の経費は、財団の公益目的事業の調査研究委託事業会計より支出する。

第5条 この規定に定めるほか、調査研究委託事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

附則

この規定は令和3年11月1日から施行する。